

第 4 章

施策の体系と具体的な展開

1 施策の体系

地域福祉計画

基本目標1 地域における支え合い活動の推進

- (1) 地域コミュニティの活性化
- (2) 地域福祉の担い手づくり
- (3) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

基本目標2 安心してサービスを利用できるしくみの充実

- (1) 福祉サービス基盤の拡充
- (2) 情報提供と情報公開による質の向上
- (3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

基本目標3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

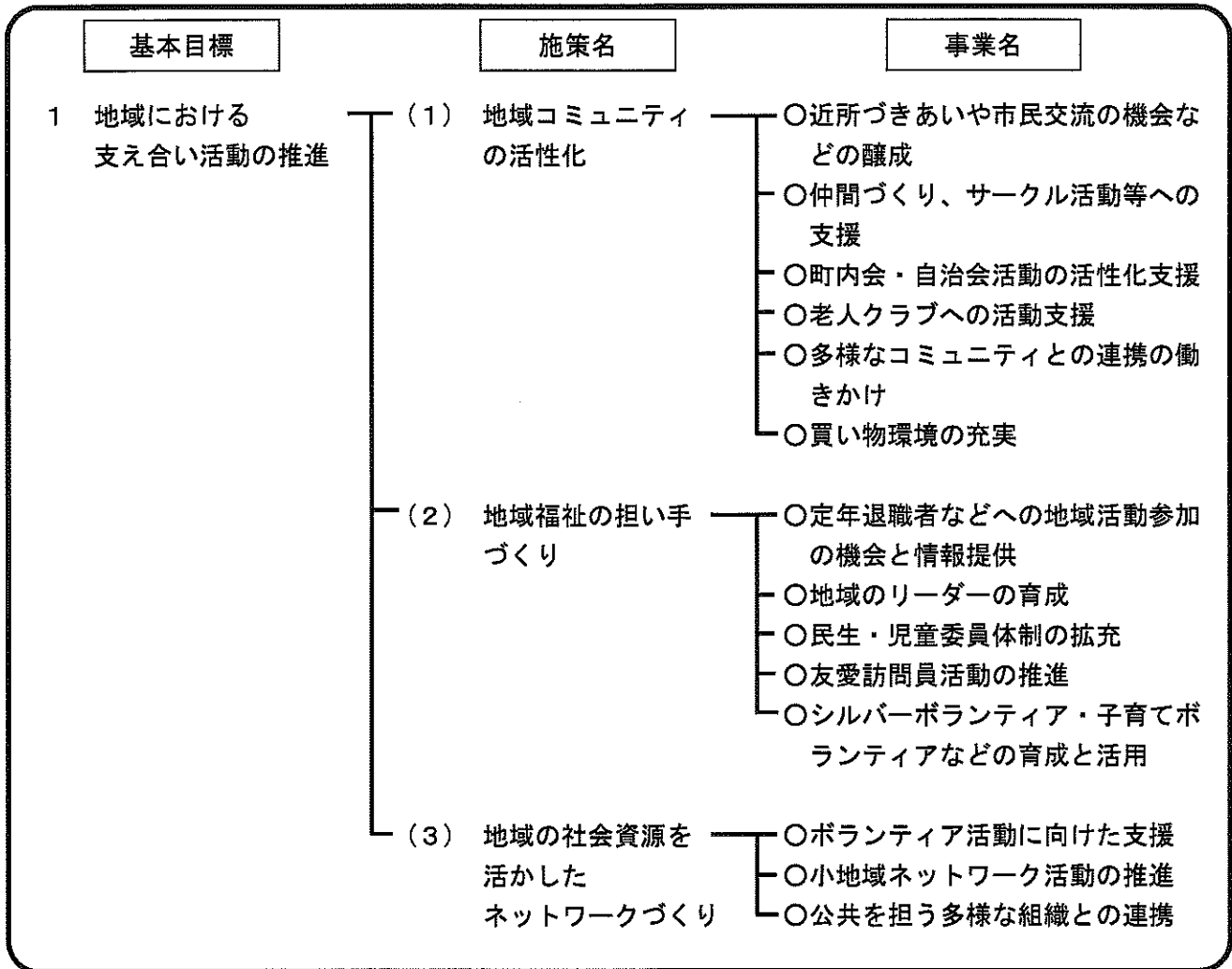
- (1) 相談・支援体制の整備促進
- (2) 保健・医療機関との連携
- (3) 権利擁護支援体制の充実
- (4) 災害時要援護者支援体制の整備
- (5) 見守り活動の推進

基本目標4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域活動への参加の推進

2 施策の具体的な展開

基本目標 1 地域における支え合い活動の推進



(1) 地域コミュニティの活性化

《現状と課題》

近所づきあいの希薄化が進む一方で、高齢者などの孤立化を防ぐため、地域での見守りや支え合い運動の重要性が高まっています。また、近年の個人情報保護などの動きにより、見守りや支援が必要となる方の情報を把握・共有できないといった問題も生じています。

個人のプライバシーを最大限に尊重しつつ、住民一人ひとりが様々な機会や活動を通じて積極的に交流し、地域での活動を展開し、人と人のつながりを深めていくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 近所づきあいや市民交流の機会などの醸成

市民が身近に交流できる機会や場が確保できるよう支援し、「近所づきあい」を深め、「ふれあいや支え合い」につながるよう意識の醸成を働きかけます。

○ 仲間づくり、サークル活動等への支援

仲間づくりの活動や社会参加を進める活動を促進するため、ボランティア講座等の開催を支援するとともに、ホームページや各種ガイドを通じて、団体の活動や学習機会について市民への周知に努めます。

○ 町内会・自治会活動の活性化支援

日頃から市民に対して、町内会・自治会が地域の重要なコミュニティであることを広く周知します。また、転入者等に対し、様々な機会を通じて、町内会・自治会の加入促進を図ります。

○ 老人クラブへの活動支援

地域における高齢者の交流に大きな役割を果たしている老人クラブの充実のために、魅力的な活動の展開、老人クラブへの加入促進など、活性化に向け支援します。

また、高齢者自身が生涯現役として地域社会を支えていけることを目指して、ボランティアをはじめ、多様な社会活動や健康づくり・介護予防活動に取り組めるよう、情報提供を行っていきます。

○ 多様なコミュニティとの連携の働きかけ

市民活動団体やNPO、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進していくため、地域活動団体連携協議会を設置・運営していきます。

また、生涯学習においては、市職員が講師として地域に出向く「まちづくり出前講座」を実施し、地域のグループや町内会、PTA、各種団体等に対して市政情報を提供していきます。

○ 買い物環境の充実

はむら e 市場を開始するなど、買い物に出かけることが困難な方に買い物しやすい環境づくりを推進する羽村市商工会を支援していきます。

(2) 地域福祉の担い手づくり

《現状と課題》

地域では、民生・児童委員*、町内会・自治会、老人クラブ、NPO、ボランティアなど、多様な団体等と人材による相談・支援活動が実施されています。少子高齢化が進む中で、将来にわたり地域福祉を支える人材の育成が求められています。地域での福祉活動を推進し継続させていくには、活動のすそ野を広げていく必要があります。そのためには、幅広い世代から福祉活動への参加促進を目指し、ボランティア活動等への参画のきっかけづくりを継続していくことが求められています。地域の支え合い活動を促進するためには、地域で活動する方、活動したい方への情報提供も必要となります。

《具体的な事業》

○ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報提供

市民活動センター*や生涯学習センターゆとろぎでは、定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを地域の中で活用し、生きがいのある人生を送れるよう、様々な団体との連携を図りながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動を活性化します。

○ 地域のリーダーの育成

市民活動センター*や生涯学習センターゆとろぎでは、地域におけるふれあい・交流活動を推進していくために、地域のリーダーやリーダーをサポートする人材を育成します。

○ 民生・児童委員体制の拡充

民生・児童委員*は、地域と行政とを結ぶ「要」として地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。地域に根ざした福祉活動の充実のため、研修による資質の向上や段階的な増員を図ります。

○ 友愛訪問員活動の推進

友愛訪問員*は、地域社会との交流の少ない65歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみの世帯に定期的に訪問し、安否確認や話し相手になるなどの活動を行っています。こうした対象世帯が増えていることから、必要に応じて友愛訪問員*を増員し、地域や民生・児童委員との連携のもとに、対象者の孤独感の解消と事故の未然防止を図っていきます。

○ シルバーボランティア・子育てボランティアなどの育成と活用

介護や子育てなどに関する知識や情報を伝える地域の人材を育成し、地域の介護力、子育て力の向上を図ります。障害者福祉の分野では、ボランティアとの連携を深めていきます。

(3) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

《現状と課題》

市はボランティア活動を推進していますが、市内には、地域包括支援センター*、地域活動支援センター*、子ども家庭支援センター*などによる支援のネットワークが構築されています。その他にも多様な活動団体・組織によるネットワークが形成されています。

地域における支援が必要な方の把握や生活課題の解決のためには、活動団体・組織などの関係者間での情報共有やネットワークの強化が必要となります。

《具体的な事業》

○ ボランティア活動に向けた支援

市民活動や多様なボランティア活動の振興を推進する市民活動センター*の活動を充実するとともに、福祉ボランティアについて、ネットワークづくりなどを推進する社会福祉協議会*を支援します。

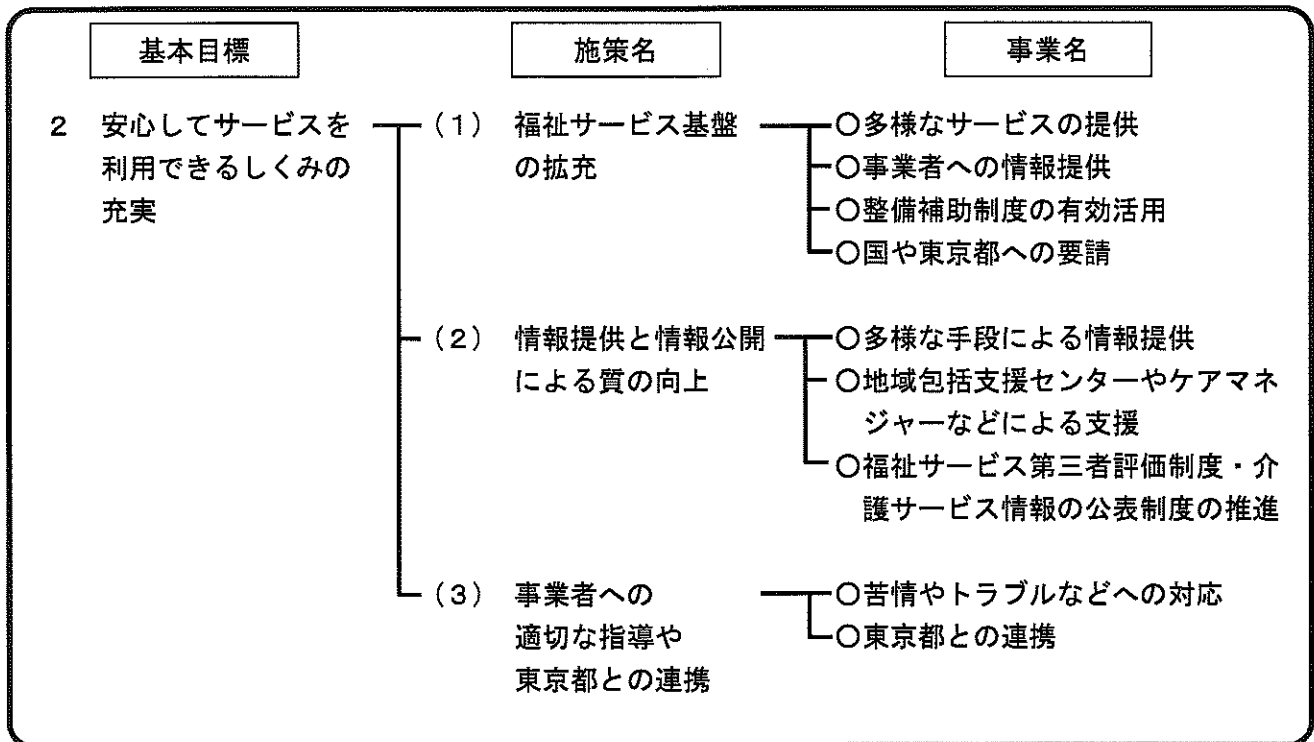
○ **小地域ネットワーク活動の推進**

地域で福祉活動に携わる人々が連携し支え合う、小地域ネットワーク活動がより活性化するよう、社会福祉協議会*を通じて支援を行います。

○ **公共を担う多様な組織との連携**

地域のネットワークづくりに向けて、町内会・自治会、社会福祉協議会*、民生・児童委員*などをはじめとして、交通・防犯や消防などの関係団体、教育関係や健康づくり等の団体、老人クラブやシルバー人材センター、福祉ボランティアや各種のNPOなど、多様な組織と連携・協力を図ります。

基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実



(1) 福祉サービス基盤の拡充

《現状と課題》

高齢者福祉では、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組みを進めていますが、高齢化の進行に伴い、さらに特別養護老人ホーム等の福祉施設の充実も求められています。

障害者福祉では、地域生活への移行、就労支援の充実などの目標に向け、障害福祉サービスや地域生活支援事業を展開しています。子育て支援では、地域の子ども・子育ての総合的な視点で支援する方向で進んでいます。

福祉サービスの多くが、利用者自らの意思で選択して利用する制度に変わりつつあります。そのような中で、本人の意向を尊重しながら、身近な地域で自立した生活に必要な保健・福祉などのサービスが総合的かつ適切に利用できるよう、多様なサービス提供事業者の参入やサービス提供基盤の整備が求められています。

《具体的な事業》

○ 多様なサービスの提供

高齢者福祉では、介護サービス量の確保や質の向上だけではなく、生きがいつくりや就労などを含めた高齢者福祉施策や介護予防施策を推進していきます。また、障害者福祉では、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行っていきます。さらに、児童福祉では、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスを推進していきます。

その一方で、福祉サービスが市民のニーズや時代の変化に的確に対応できるよう必要に応じて、サービスの見直しなど柔軟に対応していきます。

○ 事業者への情報提供

多様なサービスの提供やサービス量の確保、質の充実を図るため、事業者へ情報提供を行います。また、事業者への支援を通じて、新しいしくみへの移行や事業の転換・参入を促します。

○ 整備補助制度の有効活用

福祉関連の国や東京都の補助制度は、施策の転換や制度の創設・廃止などによりめまぐるしく変動していますが、福祉サービス基盤の円滑な整備のために、補助制度の積極的な活用を図ります。

○ 国や東京都への要請

介護保険制度や障害者福祉施策などにおいては、国の制度そのものや、東京都の取り組みに改善が望まれる問題も見受けられます。こうした本市だけでは解決が難しい問題については、他の市町村と連携し、国や東京都に改善などの要請を行います。

(2) 情報提供と情報公開による質の向上

《現状と課題》

福祉サービスなどの情報提供は、主に広報紙やホームページ、各種リーフレットなどを活用しています。その一方、閉じこもりがちな高齢者、障害のある人など、真に情報を必要とする人に情報が届かない、理解されていないという現状もあります。

福祉に関する法律や制度、サービス等が目まぐるしく変化する中、情報を必要とする方に適切に情報が届き、また理解しやすい形で提供していくことが求められています。

また、福祉サービスに対する客観性や信頼性、専門性をより高める観点から、自己評価だけでなく、一定の基準を満たした中立的な第三者機関によって評価を行う第三者評価に基づく評価結果の情報を利用者に提供していくことが必要です。

《具体的な事業》

○ 多様な手段による情報提供

市の広報紙やホームページ、携帯情報サイト、各種パンフレットなど、多様な手段によって制度のPRや情報提供を行います。

また、第三者評価制度の評価結果や介護サービス情報の公表*などを行う「指定情報公表センター*」のPRを進め、インターネットを通じて利用者等の選択を支援する環境を整備します。

○ 地域包括支援センターやケアマネジャー*などによる支援

地域包括支援センター*や地域活動支援センター*などでは、利用者の相談にかかる必要なサービス情報を提供します。

また、ケアマネジャー*などが利用者に適したサービスと業者の選択を支援します。

○ 福祉サービス第三者評価制度*・介護サービス情報の公表制度の推進

サービス利用者の主体的な選択を支援し、サービスの質の向上を促進するため、東京都は第三者機関が行った評価情報を提供しています。また、介護サービスの選択を利用者が適切に行えるように「介護サービス情報の公表*」制度の活用を利用者に周知していきます。

(3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

《現状と課題》

現在、福祉サービスは、行政や社会福祉法人が主体となって行う公的なサービス、介護保険など社会市場をベースに供給されるサービス、NPOやボランティアなどによって提供されるインフォーマルサービス*など、多様な形でさまざまなサービス提供主体により提供されています。

そのような中、サービス提供事業者に対して、事業運営の適正化や透明性の確保、利用者保護、利用者の視点に立ったサービスの提供及び苦情対応も含めてサービスの質の向上を図る必要があります。

《具体的な事業》

○ 苦情やトラブルなどへの対応

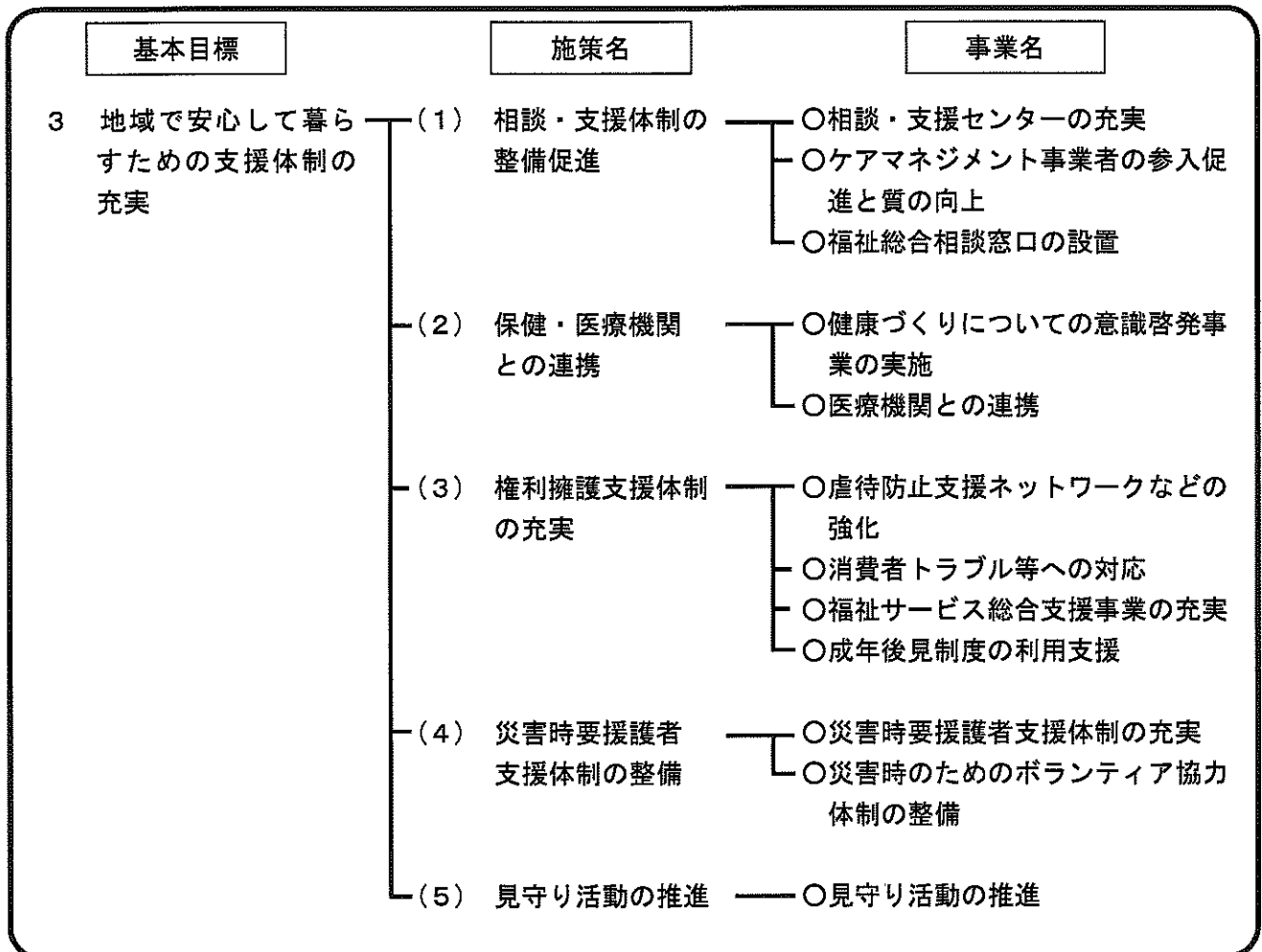
サービス利用者から市に寄せられた苦情については、利用者とサービス提供者の双方の主張を聞いて、関係機関と連携しながら解決に向けた働きかけを行います。

また、必要に応じて東京都や苦情解決のための第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会*・東京都国民健康保険団体連合会*）等につなげます。

○ 東京都との連携

許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、指導検査の要請や、問題によっては、市との合同検査の実施などを働きかけます。

基本目標 3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実



(1) 相談・支援体制の整備促進

《現状と課題》

複雑化・多様化する地域の課題をいち早く発見し、早期に対応していくために相談・支援体制の整備が必要となります。

近年、福祉サービスは分野ごとに細分化され、さまざまな制度やサービスが整備されてきている一方で、これらの制度やサービス、相談窓口を知らずに問題を抱えて困っている人に対する支援が必要となっています。そのため、身近な地域で、このような人を早期に把握し、適切な支援につなげるしくみづくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 相談・支援センターの充実

介護予防マネジメント*の対象者の増加や、介護に関する様々な相談・支援の増加に対応するため地域包括支援センター*の機能充実として、基幹型支援センターの設置を

検討します。

虐待対応の専門員などを配置し相談体制を強化した「先駆型子ども家庭支援センター*」については、機能充実を図るとともに児童相談所や警察、保健センター、教育相談室、学校などとの連携を強化していきます。

障害者福祉では、地域活動支援センター*「あおば」、「ハッピーウイング」を中心に、関係機関との連携をさらに強化し、基幹相談支援センターや障害者総合支援法*に基づく協議会の設置の検討を行うなど、相談支援事業の一層の充実を図ります。

これらの相談・支援機関や市の各担当窓口では、福祉サービスの利用などに関する相談や苦情などに的確に対応するとともに、必要に応じて様々な機関と連携し、支援や問題解決を図ります。

○ ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上

介護保険の分野では、地域包括支援センター*が中心となり、支援の難しい事例に関してケアマネジャー*に助言や指導をするほか、地域のケアマネジャー*のネットワークづくりなどを行っていきます。

障害者福祉の分野では、障害福祉サービス等を利用する障害のある人に、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を行うとともに、適切な計画相談支援が行われるよう、助言・指導を行います。

なお、介護保険の分野では、介護予防支援の介護報酬の適正設定など、他の市町村と連携して都や国に改善を求めています。障害者福祉の分野では、市内の社会福祉法人などが相談支援事業に取り組むよう要請していきます。

○ 福祉総合相談窓口の設置

市役所における福祉サービスの相談について、関係部署それぞれの窓口が行っている相談を統合し、総合相談窓口の設置を検討します。

(2) 保健・医療機関との連携

《現状と課題》

市民が元気で生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、その土台となるのは自身の健康です。健康の大切さを認識し、日頃から生活習慣病や寝たきり状態になることを予防する活動が大切になります。

疾病を予防し、健やかな生活を送るためには、市民一人ひとりの健康意識の向上、主体的な実践活動につなげていくことが重要となっています。健康づくり推進員や関係する団体などと連携し、市民の健康づくりの意識啓発に努めていくことが求められています。

また、平日夜間急患センターについては、内科と小児科の時間外の初期救急に対応しています。今後も、市民の健康づくりや意識啓発をさらに進めるとともに、医師会や近隣市町村との連携を深め、きめ細かな医療提供体制を推進していく必要があります。

《具体的な事業》

○ 健康づくりについての意識啓発事業の実施

健康づくり推進員等との連携により、健康づくりについて意識啓発を図るイベント（はむら健康の日・健康フェア等）の開催や、地域健康づくり事業に取り組んでいきます。

○ 医療機関との連携

公立福生病院の運営支援を通じ、市民ニーズに対応できるよう、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけていきます。

（３）権利擁護支援体制の充実

《現状と課題》

住民が主体的に福祉サービスを選べるようになってきた中で、福祉サービスを選び、決定することが困難な方への支援も充実していく必要があります。支援するしくみとして、成年後見制度*があります。また、民間の自主的な地域福祉を推進する社会福祉協議会*では、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用を支援するため、地域福祉権利擁護事業*を実施しています。

これらの支援を必要とされる方の増加が今後予想されるため、制度の周知と利用支援に努めることが求められています。

《具体的な事業》

○ 虐待防止支援ネットワークなどの強化

児童に関し、様々な問題が深刻化していることから、要保護児童対策地域協議会*では、虐待問題だけではなく、非行や不登校、いじめ、心身の問題など支援が必要な児童について共通の認識と問題意識をもち、問題解決に向けて緊密な連携を図ります。

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）が社会問題になっています。ドメスティック・バイオレンス*や離婚問題などについては、市の母子自立支援員が初期相談に応じるとともに、東京都の女性相談センターや東京ウィメンズプラザ、警察とも連携し緊急保護などを行います。

高齢者虐待への対応については、「高齢者虐待防止連絡会議*」などにより、虐待防止に向けて関係団体との情報の共有や理解の促進を図ります。また、虐待事例の支援の方向性などを検討するため、必要に応じて専門家や関係機関の職員で構成する虐待対応ケア会議を開催します。さらに、様々な事態に備え、緊急ショートステイの適切な運用を図ります。

障害者虐待については、市民や関係機関に対する障害者虐待の理解普及や啓発などを通して地域の見守りネットワークの構築を推進するとともに、通報義務の周知を図り、障害のある人への虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。また、地域自立支援連絡会などにより、関係機関との連携協力を推進します。

○ 消費者トラブル等への対応

いわゆる悪質商法などの対応については、市の消費生活センターが中心になって相談に応じています。特に、高齢者が関心を寄せる健康や住まいに関係する契約を迫られるケースも発生しています。判断能力が十分でない認知症高齢者などに対しては、地域での見守り活動が大きな役割を発揮することから、民生・児童委員*、友愛訪問員*、老人クラブ*、社会福祉協議会*、小地域ネットワーク活動*団体などに対する啓発普及を進めるとともに、消費生活センターと地域包括支援センター*の連携に努めます。

○ 福祉サービス総合支援事業の充実

東京都社会福祉協議会からの受託により地域福祉権利擁護事業*を実施する社会福祉協議会に、高齢者や障害のある人などへのサービス利用援助や苦情相談、弁護士による専門相談などを行う福祉サービス総合支援事業を委託します。

○ 成年後見制度*の利用支援

判断能力が不十分で、家族や親族等からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者などに、地域包括支援センター*などを中心に成年後見制度*についての説明や家庭裁判所への審判申し立ての案内などの利用支援を行うとともに、市では成年後見活用あんしん生活創造事業について取り組みを検討します。

また、身寄りがない・経済的負担ができない、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる高齢者や障害のある人などの場合には、市が審判申し立てや後見人報酬の費用助成を行います。

(4) 災害時要援護者支援体制の整備

《現状と課題》

本市では、災害時における共助を推進するため、平成24年7月に、申請方式による災害時要援護者登録制度*を創設しました。

大災害が発生した場合には、行政の対応が即時に地域へ行き届かないことが予想されます。高齢者や障害のある人など一人で避難することが難しい方を、あらかじめ把握し、関係機関と情報共有しておくことが、迅速な支援のために必要となります。

日頃から一人ひとりが防災についての意識を持つとともに、地域住民と関係団体等とが連携・協力し、災害時の支援体制を整備しておくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 災害時要援護者支援体制の充実

市の広報紙やホームページなどのほか、民生・児童委員*などを通じて、災害時要援護者登録制度*について、地域住民への周知を図ります。また、高齢者や障害のある人などの関係機関と連携して、避難・救護活動や安全確認について検討していきます。

○ 災害時のためのボランティア協力体制の整備

災害発生時には、市内及び近隣市町村はもとより、さらに広域的な支援が必要となることが想定されます。支援体制を充実させるためにはボランティアの存在は欠かせません。受け入れ体制の整備と効果的な支援について検討していきます。

(5) 見守り活動の推進

《現状と課題》

ひとり暮らしや社会参加が困難な在宅高齢者、障害のある人、育児不安を抱える保護者などについては、安否確認とともに孤立感の解消などを図るため、関係機関による見守り活動や訪問活動が求められています。

《具体的な事業》

○ 見守り活動の推進

民生・児童委員*、友愛訪問員*、老人クラブ*の友愛訪問、配食サービス、ボランティアによる見守り活動や訪問活動を推進します。

また、社会福祉協議会*が進めている小地域ネットワーク活動*などの地域住民による支え合い活動などが促進されるよう支援するとともに、新聞販売店などの配達事業者や電気・ガス事業者等との連携による見守りネットワークの充実に努めます。

基本目標 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

基本目標	施策名	事業名
4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進	(1) 福祉意識の醸成	○啓発活動の推進 ○講演会、講座の開催等
	(2) 福祉教育の推進	○学校教育における取り組みの推進 ○家庭教育における取り組みの推進 ○生涯学習における取り組みの推進 ○関係機関の連携による取り組みの推進
	(3) 地域活動への参加の推進	○地域における活動への参加の推進 ○市民活動センターの運営 ○協働事業の市民提案制度の実施

(1) 福祉意識の醸成

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、誰もが可能なかぎり同じ生活条件のもとに置かれるべきであり、お互いに支え合って生きていく社会こそが当たり前であるというノーマライゼーション*理念がすべての地域住民に浸透していくことや、日頃からの地域住民どおしのコミュニケーションづくりが不可欠です。

今後とも住民に対する地域福祉への関心や理解を深める機会などが必要です。共生社会の実現に向けて、多様性を認めあう意識づくり、支え合いの意識づくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 啓発活動の推進

「誰もが地域の中で普通に生活を送れる社会（ノーマライゼーション*）」の理念の浸透を図るとともに、人々が「身体的・精神的・社会的により良く生きている状態（ウェルビーイング*）」を実現するため、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

○ 講演会、講座の開催等

様々な学習・交流の機会を提供するため、各種の講演会、講座などを開催します。

(2) 福祉教育*の推進

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしていく中で、福祉について考え、理解を深めるための学習の機会が得られることが必要です。また、幼少時からの福祉教育*は、高齢者や障害のある人などへの理解を深め、人への思いやり、支え合う気持ちを養います。生涯を通じて、福祉をテーマとした学習、福祉関係団体の活動への参加など、福祉への関心と理解、共感を深める機会が求められます。

《具体的な事業》

○ 学校教育における取り組みの推進

各学校が取り組む人権教育を中心に「羽村学* (郷土学習)」「人間学 (キャリア教育)」などの授業を通して、地域への愛着が育まれるよう、地域と協力しながら取り組んでいきます。

○ 家庭教育における取り組みの推進

子どもを生き育てる力の養成や育児不安・虐待防止などへの対応、また、いじめ・不登校などの問題行動への抑止策として、家庭教育セミナーの充実など、家庭での養育力、教育力を高める取り組みを推進し、学校と家庭が連携・協力した子どもたちの育成を支援します。

○ 生涯学習における取り組みの推進

各種の講演会や講座などの開催の機会に、福祉教育*の視点を盛り込んだ企画を検討します。

○ 関係機関の連携による取り組みの推進

市及び関連団体が福祉教育*についての共通認識を深め、関係機関の連携に取り組んでいきます。

(3) 地域活動への参加の推進

《現状と課題》

近年、ボランティアやNPO等が地域で多様な活動を展開し、社会に貢献しています。これらの団体等は、公的なサービスで補うことができないニーズにも柔軟に対応しています。新しい公共*の視点から、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域が自らの責任で解決していく取り組みが望まれます。

市民活動センター*では、市民活動に関する情報収集・提供、ネットワークづくり、相談・活動支援などを進めています。市内の市民活動団体は地域づくりの担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。また、団塊世代を含めたシニア世代が豊富な知識や社会経験を活かして、社会参加や社会貢献などに積極的に携われるような仕組みづくりも求められています。

《具体的な事業》

○ 地域における活動への参加の推進

地域で抱える共通課題の解消・改善のために地域活動は大きな役割を果たします。

町内会・自治会への加入促進の支援を図るほか、ボランティア活動や地域活動などについての参加が促進されるよう情報提供に努めます。

○ 市民活動センターの運営

市民活動センター*を拠点に、市民活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等を行う個人や団体を支援するとともに、市民との協働事業を展開します。

○ 協働事業の市民提案制度の実施

市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集し、事業を推進することにより、市民活動の輪をさらに広げていきます。